ご存知ですか？
住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅火災による死者の減少を目的として消防法が改正され、消防法第９条の２に定める住宅（住宅の用に供する建物で一戸建住宅やアパート等）には、住宅用防災機器の設置が義務付けられました。また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準、その他住宅における火災予防のために必要な事項について市町村条例で定めております。

いつ から義務化？
・新築住宅：平成18年６月１日～
・既存住宅：平成23年６月１日～

どの 建物が対象？
・戸建住宅や共同住宅等です。

どこに 設置するの？
・寝室：普段、寝ている部屋に設置します。
・階段：階段の踊場にも設置が必要です。くわしくは、下記の早見表をご覧ください。

～設置場所早見表～

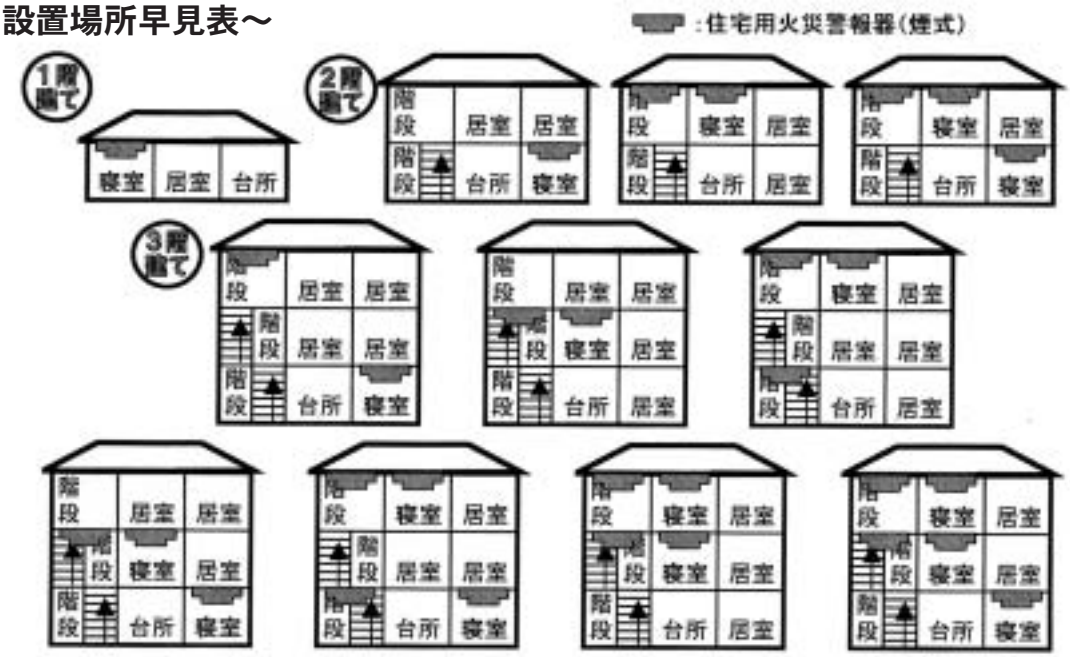
：住宅用火災警報器（煙式）
1階建て
寝室 居室 台所
2階建て
階段 居室 居室 階段 台所 寝室
階段 寝室 居室 階段 台所 居室
階段 寝室 居室 階段 台所 寝室
3階建て
階段 居室 居室 階段 居室 居室 階段 台所 寝室
階段 居室 居室 階段 寝室 居室 階段 台所 居室
階段 寝室 居室 階段 居室 居室 階段 台所 居室
階段 居室 居室 階段 寝室 居室 階段 台所 寝室
階段 寝室 居室 階段 居室 居室 階段 台所 寝室
階段 寝室 居室 階段 寝室 居室 階段 台所 居室
階段 寝室 居室 階段 寝室 居室 階段 台所 寝室

※１階とは一般に、直接地上に通ずる出入口のある階をいいます。しかし、住宅が斜面に建てられるなど、１階以外の階から直接地上へ避難できる出入口がある場合は、その階を１階とみることができます。

～取付方法～

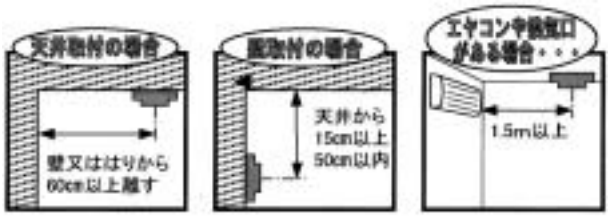

※詳しい取付方法は、取扱説明書をご参照下さい。

～購入の基準～

国の技術基準に適合し、日本消防検定協会の検査に合格した製品をおすすめします。

合格した製品には、日本消防検定協会の「鑑定」マークがついてます。

NS 日本消防検定協会

------ 悪徳訪問販売にご注意！ ------

◎悪徳訪問販売員　「消防署に依頼されてきた。」
・消防職員が販売したり、販売を依頼することはありません。

◎悪徳訪問販売員「すべての部屋に取り付けなければならなくなった。」
・「台所」や一時的に就寝に利用する「客間」には設置義務はありません。

◎悪徳訪問販売員「法律で専門的な点検も必要だ」
・点検はボタンを押したり、ひもを引くだけで、誰にでも簡単にできます。

日高西部消防組合消防署・日高支署・日高消防団

くらしに安心を
消費生活のアドバイス

オレオレ詐欺や架空請求に代表される悪徳商法等の手口を紹介します。被害を未然に防ぎましょう！

ー架空請求に関する相談が再び増加しています！ー

近年、いわゆる架空請求に関する相談が全国的に多く寄せられ、昨年度はその相談件数が減少していましたが、昨年11月下旬頃から再び増加しています。

【最近の手口】

◆「総合消費料金未納分」や「電子消費料金未納分」といった名目で、あえて債権内容を特定せずに請求はがきを送ってくるものが急増しています。これらは、請求の文面に具体的な請求の内訳、具体的な金額は明示していないものがほとんどです。身に覚えがなく、不安になって問い合わせるという消費者心理を狙ったものです。

◆「支払わないと裁判手続き」「財産の差し押さえ」「ブラックリストに登録」など、脅しめいた文言で不安にさせ電話をかけさせて専門用語等を巧みに織り交ぜ信用させて、裁判取り下げ費用や弁護士費用名目で、数万円～数十万円の請求をするケースがあります。一度支払ってしまうと次々請求される場合や、支払うつもりがなくても会社や自宅の電話番号など新たな個人情報を聞き出されることもあります。

これらのほとんどは、何らかの名簿を悪用して不特定多数に請求している架空請求が多いと思われます。

【対処方法】

◆身に覚えのない請求に対して応じる必要は一切ありません。支払わずに無視してください。また、こちらから問い合わせたりすると脅しめいた請求をされたり、新たな個人情報を漏らすことになりかねませんのでご注意下さい。

◆「法務省認可法人」「財務省管轄支局」「財務管理局」など公的機関のような表現に惑わされないでください。ほとんどのケースが虚偽記載で、各省庁でもそのような法人は存在しないと注意喚起を行っています。

◆「最終通告書」「最終通達」等となっていますが、初めて届くのに「最終」とはおかしな話しです。また、「総合消費料金未納分」などと書かれているものも多く見られますが意味不明です。「総合消費者民法特例法」などという法律もありません。「訴訟の正当性を確認する機関」とありますが、そのような機関は存在しません。一見もっともらしい文面ですが惑わされないでください。

◆「裁判取り下げ最終期日」が「本書到達後３営業日以内」であったり、届いた日の翌日など短い期間となっていますが、消費者の不安を煽り混乱させることが目的であり、焦る必要は全くありません。

◆脅迫や悪質な取り立てを受けた場合、万一支払ってしまったときは警察へ相談してください。

ー消費生活に関する問い合わせー

北海道立消費生活センター	050－7505－0999
日高町役場（本庁舎）企画商工課商工観光係	01456－２－6181
（総合支所）経済振興課観光係	01457－６－2008

第２回盲導犬宿泊体験セミナー開催

一日盲導犬ユーザーになってみませんか？

盲導犬は、「目の不自由な方を安全に目的地に誘導する」ことがお仕事です。このセミナーは、実際に盲導犬との生活を体験していただき、盲導犬の知識をより一層深めていただくことが目的です。

セミナーでは、北海道盲導犬協会の職員が全面的にサポートします。尚、盲導犬に「興味のある」という方で、今回参加できないという方も是非ご連絡ください。別途相談させて頂きます。

◎日　　時	平成19年３月24日（土）13:00～平成19年３月25日（日）14:00
◎会場・宿泊	（財）北海道盲導犬協会
◎参加対象者	18歳以上で障害等級１級もしくは保有視力で単独歩行が困難な視覚障がい者と同伴者。
◎参加人数	10名（参加費　無料）
◎内　　容	・盲導犬との体験歩行　・盲導犬の管理体験 ・交流会（懇親会では盲導犬と一緒に札幌の味覚を味わえます）
◎送　　迎	盲導犬協会最寄り駅や新千歳空港まで送迎が可能です。
◎申込締切日	平成19年３月16日（金）
◎申　込　先	（財）北海道盲導犬協会（電話もしくはＦＡＸにてお申し込み下さい。） 〒005－0030　札幌市南区南30条西８丁目１－１　TEL011－582－8222　FAX011－582－7715